

令和5年1月31日

監理団体 各位

外国人技能実習機構

事業報告書（省令様式第23号）の様式改正について

令和5年1月31日付けで、技能実習の適切な実態及び技能実習生の保護を一層図るため、監理費の内訳等の詳細を把握し、適切な監理事業が行われているか等をより正確に確認することを目的として、事業報告書の様式が改正されました。これにより、本年4月1日から5月31日までの間に提出いただく事業報告書は、改正後の新様式を使用していただくこととなります。

改正に合わせて新たに作成要領を作成し、「よくあるご質問」の内容を更新しました。当機構ホームページに掲載しますのでご活用ください。

なお、主な改正点は次のとおりです。

○項番9「実施体制」

監理責任者等講習の受講証（写し）の提出は原則不要になりました。

○項番14「監理費徴収実績」

本欄は報告書本体への記載ではなく、別紙(excel)に入力する方式に変更しました。当機構ホームページに掲載している excel ファイルを利用していただくと、小計、合計、技能実習生1人当たりの月額監理費が自動計算で表示されます。なお、以前の様式は利用できませんので、必ず excel ファイルを利用して作成してください。誤って旧様式で提出された場合は、新様式で再提出していただくことになるので留意願います。

注：QRコード付きPDFフォームは現在改修中のため利用できません。

ご了承ください。

詳細については、作成要領及び「よくあるご質問」を参照願います。

○添付資料

一般監理事業に該当する監理団体は、優良要件適合申告書を提出していただきますが、当該申告書に係る別紙1～4の添付は原則不要になりました。

詳しくは機構ホームページ

事業報告書の提出 https://www.otit.go.jp/kanri_jigyohoukoku/

様式 https://www.otit.go.jp/yoshiki_03

よくあるご質問 <https://www.otit.go.jp/files/user/>
をご覧ください。

その他ご不明な点については、本部事務所審査課あてにお問い合わせください。